

松江市開発審査会の議事録確認方法の変更について

1. 変更要旨

松江市開発審査会の議事録の確認方法について、署名委員の負担軽減を図るため、議事録への「署名を廃止」する。

2. 変更点

○これまで：会長及び出席委員1名以上が、議事録を確認し、署名する。



○今 後：会長及び出席委員1名以上が、議事録を確認し、審査会の庶務が議事録に確認者を記載する。

3. 松江市開発審査会運営要領（以下「要領」）の変更

上記の変更を行うため、議事録の確認方法が規定されている要領第5条を変更する。

変更後	変更前
<p>(議事録)</p> <p>第5条 会長は、議事録を調製しなければならない。</p> <p>2 議事録には、<u>審査会の次第、出席委員の氏名及び議事録を確認した者の氏名を記載</u>しなければならない。</p> <p>3 <u>議事録の確認は、会長及び出席委員のうち1名以上の委員が行うものとする。</u></p>	<p>(議事録)</p> <p>第5条 会長は、議事録を調製し、<u>審査会の次第及び出席委員の氏名を記録</u>しなければならない。</p> <p>2 議事録には、<u>会長及び出席委員1名以上が署名</u>しなければならない。</p>

4. 変更施行日

令和5年12月20日

要領第6条により、要領に予め定められている運営事項の変更は、開発審査会への付議が不要であるため、会長と協議したうえで変更し、本日報告するもの。